

PUBLIC INFORMATION

聖籠町



今年も開催 亀塚練馬

12月21日(日)、亀塚集落の伝統行事「亀塚練馬」が開催されました。亀塚練馬は、享保4年(1719年)から約300年続く町の無形民俗文化財で、長さは3.3m、重さは約300kgもある巨大な練馬(しめ縄)を作り、諏訪神社に奉納する勇壮な伝統行事です。

当日は雨の降る寒い日でしたが、「一本なれやー！」の掛け声とともに練馬を威勢よく押し上げる様子は圧巻でした。



▲沿道の人たちにご利益や
魔除けのため細かく切った
藁を振りかけていました

無火災の願いをこめて -消防出初式開催-

1月11日(日)、役場を会場に聖籠町消防出初式が開催されました。

各地域の消防団が火災予防を呼びかけながら町内を巡回し、その後、車両パレードや安全祈願を行いました。地域、家庭、そして一人ひとりが火事を出さないようにして、無火災の年となるよう火の用心願います。



サンタさんからの クリスマスプレゼント♪

12月19日(金)、せいろう幼稚園でクリスマス会が開かれました。

子どもたちはサンタさんの登場に大喜びで、サンタさんに「どうしてえんとつからはいるの?」「トナカイさんはなまえがあるの?」などと質問をしたり、クリスマスプレゼントを受け取って、お礼に元気いっぱいなクリスマスソングを歌いました♪



役場会場で申告できない方について

以下に該当する方は、新発田市カルチャーセンターでの申告をお願いします。
(LINEでの予約、または整理券の取得が必要です。詳しくは4ページをご覧ください。)

- ◎住宅ローン控除(初年)、外国税額控除、雑損控除を受けたい方
- ◎損失申告をされる方(繰越控除の適用を受けたい方)
- ◎土地建物・株式などの譲渡所得や先物取引の雑所得がある方

※上記以外でも、町で適切な指導を行えないと判断した場合、新発田市カルチャーセンターでの申告をご案内します。

作成済の確定申告書をお持ちいただいた方について (町職員の確認が不要な方)

作成済の確定申告書をお持ちいただいた方は、職員の確認が不要な場合、会場内に回収用の箱をご用意しましたので、箱の横にある封筒に封入し、そちらへ投函ください(その場合、お並びいただく必要はございません)。なお、以下の点にご注意ください。

- ①内容の確認を希望される場合、番号札を取りお並びください。
- ②添付が必要な書類を忘れていないかご確認ください(例:医療費控除明細書、寄附金受領書)。
- ③申告書へのマイナンバーの記載と、マイナンバーおよび身分の確認書類の同封を忘れていないかご確認ください。確認書類として同封が必要なものは、以下2通りのいずれかになります。
 - ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーがわかるもの+身分証明書(例:通知カード+運転免許証)

スマホによる申告について

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホにより待ち時間なく簡単に申告することが可能です(※マイナンバーカード読み取り対応機に限る)。

また、マイナポータルにより情報連携することで、医療費やふるさと納税の寄附金額が反映された状態で申告できるため、控除し忘れる可能性が減ることもメリットです。

手順については、国税庁公式YouTubeチャンネルをご確認ください。

消費税の申告をされる事業者の方へ

当町では、消費税申告の作成補助は行っておりません(受取は行います)。作成補助を希望される場合、新発田市カルチャーセンターでご申告ください(整理券の取得が必要です。詳しくは次のページをご覧ください)。

会場はお越しになる前に… お忘れ物はございませんか?(代表的なものを記載しています。)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 給与・公的年金の源泉徴収票 | <input type="checkbox"/> 寄附金・ふるさと納税の受領証 |
| <input type="checkbox"/> 収支内訳書または決算書(自営業の方。記入済みのもの) | <input type="checkbox"/> 通帳などの口座情報(還付を受ける場合) |
| <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書【内訳書】(集計済みのもの) | <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険税、国民年金の支払証明書 | <input type="checkbox"/> 利用者識別番号が確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 生命保険料・地震保険料の支払証明書 | <input type="checkbox"/> 「確定申告のお知らせ」(税務署から届いた方のみ) |

確定申告に関するお問い合わせ

新発田税務署 ☎0254-22-3161(代表)または役場税務課 税務係(内線143)

税の申告はお忘れなく!

所得税・消費税確定申告、町民税・県民税申告のご案内



役場申告会場

■ 2月16日(月)～3月16日(月)
(土、日、祝日を除く)
午前8時45分～11時30分
午後1時15分～4時00分

会 役場1階会議室

※令和7年2月受付分から、申告時間を短縮しました。ご注意ください。

集落ごとの日程について

令和7年2月受付分から、集落ごとの受付日程の調整をやめましたので、ご都合のつく日にちにお越しください。

必要書類について

申告に必要な様式は、役場・税務署の窓口および国税庁ホームページで配布しております。また、国税庁ホームページの「確定申告特集」のページでは、よくあるお問い合わせなど、申告に必要な情報が掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

医療費控除明細書や 収支内訳書について

医療費控除明細書や農業所得などの収支内訳書などは自宅で作成してからお越しください。
作成されていない場合、記載台にて作成してからのご案内となります。あらかじめご留意ください。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費のお知らせ(医療費通知)をご持参いただくことで、明細書の記入を省略できます。なお、領収書は自宅などで5年間保存する必要があります(税務署から提示または提出を求められる場合があります)。

申告が必要かわからない方へ

例年住民税を納めている方で、申告すべきかどうか分からぬ方は、会場にお越しいただくことをお勧めします(ご相談だけでも構いません)。

税務署から確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告会場に出向かずのご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

なお、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

また、給与所得や公的年金などの源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

〈確定申告はこちら〉

作成コーナー



〈マイナポータル連携はこちら〉



《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月曜日～金曜日（休祝日などおよび12月29日～1月3日は除きます。）

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

■ 2月16日（月）～3月16日（月）

相談受付：午前8時30分～午後4時

相談開始：午前9時～

■ 新発田市カルチャーセンター

新発田市本町4丁目16番83号

※土地建物の譲渡所得・贈与税の申告相談は、この期間のうち、月・火・木・金です。

※土、日および祝日を除きます。

※この期間は、新発田税務署庁舎では、申告相談を行っておりません

○確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。

※各会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。



国税庁LINE
公式アカウント

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。

この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください（一部、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けております。）。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。

マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用数字4桁）が分かるようにしてお越しください。

《書面による申告書などを提出される方へ》

令和7年1月以降、確定申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないとしました。申告書などの提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxを利用すると、申告書などデータの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができますので、ぜひご利用ください。

確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Taxまたは郵送などでの提出をお願いします。

聖籠町住民健診意向調査書をご提出ください

1月下旬から2月上旬にかけて、町から各世帯に「令和8年度聖籠町住民健診意向調査書」を配付します。下記をご確認の上、健診を受ける・受けないにかかわらず全世帯ご提出をお願いします。

・お申し込みについての注意事項

○社会保険被扶養者の41~74歳の方

特定健診は、社会保険が発行する「特定健診受診券」が必要になります。ただし、保険者（資格確認書などの発行元）によっては町では受けられない場合もありますので必ず保険者に確認してください。

○胸部レントゲンおよびがん検診

加入保険に関係なく町民の方であればどなたでも受診できます。
検診の種類によって対象が異なりますので下記をご確認ください。



検診種類	対象者
胸部レントゲン検診	40歳以上
胃がん検診	40歳以上
大腸がん検診	おおむね40歳以上
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(今年度受診していない方)
乳がん検診	40歳以上の女性(今年度受診していない方)

※健診(検診)内容などの詳細は、住民健診意向調査書に同封したピンク色のご案内をご確認ください。

・よくある質問

- Q 提出先の隣組(班)長が誰かわからない。
→A 住民健診意向調査書を区長もしくは町保健福祉センターへ直接提出してください。
- Q 住民健診意向調査書の提出期限が過ぎてしまっていた!
→A 町保健福祉センターへ直接提出してください。
- Q 今年の4月以降に75歳になる国民健康保険加入者です。75歳になった後に、人間ドックを受けた場合、町から助成は出ますか。
→A 75歳になった方は、新潟県後期高齢者医療制度へ加入するため、新潟県後期高齢者医療制度から助成が出ます。町の国民健康保険の助成手続きと異なるのでご注意ください。詳しくは、役場町民課保険係(☎27-2111)へお問い合わせください。

「向き合おう 自分のからだが教えてくれる 年に1度の健康診断」

健康せいろう21 緑丸の健康10か条より

お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 健康推進係 ☎27-6511

目標2:児童・生徒における肥満傾向児の減少



聖籠町のこどもたちは、乳幼児健康診査や各園・学校などで定期的に健康診断・身体測定をしています。聖籠町の特徴として小学生になると肥満傾向のこどもの割合が高くなります。

こどもたちだけでは肥満は予防できません。ご家族の方の管理が大事になってきます。

早寝早起き

早寝早起きを心掛け生活リズムの乱れを防ぎ、1日3食食べましょう!



よく噛もう

よく噛むことで、満腹感も得られやすく、こどもの顎も鍛えられます。1口30回は噛もう!



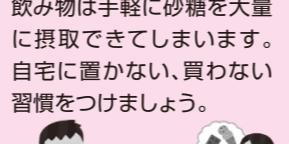
バランスのよい食事

主食、主菜、副菜のある食事を意識して食べましょう!何か1つに偏った食事は肥満や痩せの原因になります。



お菓子・ジュースをストックしない

お菓子は砂糖・脂質が多いです。またジュースのような飲み物は手軽に砂糖を大量に摂取できてしまいます。自宅に置かない、買わない習慣をつけましょう。



ゲーム・スマホ・TVの使用時間調整

ゲーム、スマホ、TVに夢中になり体を動かす頻度が減ってしまいます。家族内でルールを決めて電子メディアから離れる時間を作りましょう。



親子で一緒に運動

こどもだけに運動させるのではなく、ぜひ親子で運動、スポーツをする習慣を取り入れましょう。



妊娠期から食事に気を付けよう

妊娠期に痩せすぎや栄養の偏った食事をしていると、産まれてくる赤ちゃんの将来肥満や糖尿病のリスクが高くなります。バランスのよい食事をしっかり摂りましょう!



大人が生活習慣に気を付けて将来産まれてくるお子さんの健康を守りましょう!

目標3:20歳未満の者の飲酒・喫煙をなくす



未成年の喫煙・飲酒は、周りに喫煙する人、勧める人がいることがきっかけに始まります。周りの大人がたばこ・アルコールの害をきちんと理解し、20歳未満のこどもの前で喫煙をしないこと、飲酒を勧めないことが将来のこどもたちの健康を守ることができます。

たばこをすすめない!

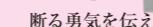
紙・電子タバコの害は、自分自身、周りの人の健康に影響します。自分自信を守るために、大切な人を守るために大人が、子どもたちの前では吸わない、すすめないようになります。



お酒をすすめない!

若年からのアルコール摂取は、アルコール依存のリスクが高くなります。多量飲酒による体への影響もあるため、大人が未成年に飲酒をすすめない、NO誘われても断ることを伝えましょう!

断る勇気を伝える!



自分のこころと体を大事にすることを伝える!

こどもたちも学業、人間関係によりストレスを感じています。ストレス解消がわからない子たちは、飲酒、たばこの依存へ進みやすくなります。日々お子さんの話を聞き、一緒にストレス解消方法を考えていきましょう!

家族だけでなく、聖籠町民の大人の力・地域の力で大事なこどもたちの健康を守りましょう!!



次号は…「健康せいろう21を深掘り!!」Vol.10:今あなたが明日のあなたをつくる女性のライフコースヘルスケアを予定しています。

お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内)地域保健係 ☎27-6511

未来を創ることのための健康せいろう21



Vol.9: 聖籠町のこどもの現状

聖籠町の未来を担うこどもたちが健やかに成長できるよう身体的、精神的および社会的に最適な成長発達を遂げること、また成長過程で起こる問題や課題に早期に対応することが大事になっていきます。これから長い人生を健やかに過ごすために小さなうちから健康管理を意識ていきましょう。

「第3次健康せいろう21」におけるこどもの評価指標(ライフコースアプローチより)

- 運動やスポーツを行っていないこどもの減少
- 児童・生徒における肥満傾向児の減少
- 20歳未満の者の飲酒・喫煙をなくす

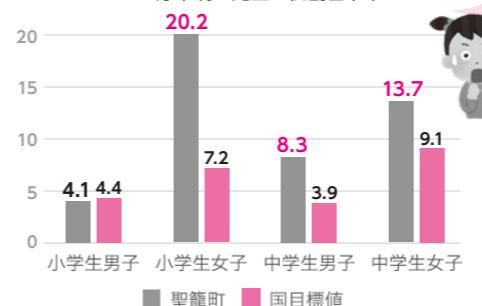
基本目標
生涯、健康に暮らせるまちづくり

緑丸の健康10か条
ごろごろしないでテレビは消してこどもは風の子元気な子

目標1:運動やスポーツを行っていないこどもの減少

聖籠町の現状

R5 1週間の総運動時間(体育授業を除く)
60分未満の児童生徒割合(%)



要するに運動していないこどもの割合が国目標値にまだ届いていないんだね!

丈夫な体をつくるために!

聖籠町のこどもの目標

1週間の総運動時間(体育授業を除く)
60分未満の児童生徒の割合を

小学生男子:4%以下/女子:10%以下
中学生男子:4%以下/女子:9%以下

ぜひ小さい時から親子で体を動かす習慣を!

体を動かす効果

こどものからだ

乳児期から体幹を使う遊び、指先を使う遊びをすることで脳が刺激され、バランス感覚、運動能力の基礎が作られます。

乳児期から親子で散歩



協調性

こどものこころ

体、指先を動かし、自分の思うようにできることで達成感を得られ、自己肯定感を上げてくれ心の栄養にも繋がります。

一緒にスポーツ



集中力

将来の生活習慣病予防

体を動かすことで筋力、免疫力が向上し健康な体の基礎作りとなり、将来の生活習慣病予防にも繋がります。

公園で体を使って遊ぶ



自らスポーツを



体を動かす楽しさを小さい時から大人が教えていきましょう!

幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて

せいろう幼稚園「5歳児かけ橋期研究保育協議会」

11月11日(火)、町立せいろう幼稚園において、5歳児かけ橋期研究保育協議会を開催しました。

活動の様子を撮影した動画を視聴し、『目的に向かって自ら考え活動を進めていく子どもの姿は、小学校へどうつながっていくか』という協議会テーマに基づき、園だけではなく小・中学校の職員、近隣市町村の職員も参加して話し合いを行いました。

また、新潟大学教職大学院の中島伸子教授を指導者に招き、実践と理論とを結び付けたご指導をしていただきました。町内の学校園職員はもとより、町外から参加した職員にとっても有意義な学びの会となりました。



目的に向かって自ら考え、活動を進めていく子どもの姿



『チームで相談して物語を選び立体装飾を作ろう』

【思いを伝え合う力】

- 自分の思いを伝える
・提案する
- 相手の思いを聞く
・思いやる
・共感する

〈折り合いをつける〉

【共通の目的】

- イメージ・目的を共有
- 役割分担をする
- 協力して設計図・作品作り

〈目的が明確なので自分たちで動く〉

【教師の支え】

*個々の思いや考えを認めながらイメージを整理し、共通のものに。

*子どもに親しみのある題材(絵本)を選定し、イメージを共有しやすく。

小学校へのつながり



【考えを伝え合う力】 【共通の目的】

- ペア活動・グループ活動
- 縦割り班活動
- 生活科・図画工作
- 学級活動・お楽しみ会
- 係活動
- 生活全般

〈自分の意見に折り合いをつけてまとめていく〉

〈目的に向かって協力して活動する〉



せいろう幼稚園では 満3歳児を随時受け入れをしています



せいろう幼稚園では、子どもの健やかな育ちを応援するために、令和7年12月より満3歳児の受け入れを随時行い、きめ細やかな保育をしています。満3歳児の受け入れとは、お子さんが3歳の誕生日を迎えた日から次の4月を待たずに入園できるものです。

入園資格	満3歳児(3歳の誕生日から随時入園可能)
保育時間	午前7時～午後7時の間で必要な時間
保育料	無料(通常保育時間 午前8時30分～午後3時) ※早朝・延長保育を希望される場合、保育時間に応じて預かり保育料が必要となります。
手続き方法	せいろう幼稚園で願書を受け取り、必要事項を記入の上、せいろう幼稚園へ提出してください。 (受取・提出時間:平日の午前8時30分～午後5時)※入園希望日の2週間前までにお申し込み

※詳細は町のホームページをご覧ください。

お問い合わせ せいろう幼稚園 ☎27-5015・子ども教育課 子ども子育て支援係(内線309)



男女共同参画通信 vol.86

～何が違うの？

【男女平等】と【男女共同参画】～

どちらも聞いたことのある言葉ですが、何が違うのでしょうか？

「男女平等」とは、男性と女性との間に上下関係ではなく、すべて人として平等な存在であり、性別による差別を受けないという考え方のことです。

対して、「男女共同参画」は、男女平等を実現することに加えて、その人の意思によってその個性や能力を十分に發揮すること、つまり、本人が望めば、あらゆる分野での活動に参画することが可能な社会を実現するという考え方です。

どちらの用語も男性と女性とを差別しないという考えは共通ですが、男女共同参画はそこから一步踏み込み、男女がともに夢や希望を実現しようとする考え方なのです。

「女性だから…」「男性だから…」というジェンダーに基づいた役割分担の殻の中に閉じ込められることのない社会。それはきっと、女性だけでなく、男性にとっても幸せな社会であるはずです。



問 役場総務課 総務管理係(内線224)



問 聖籠町国民健康保険診療所
☎ 077-1234

いします。
ご理解のほど、よろしくお願

【2月の休診日】
2月17日(火)～1日

町診療所から
お知らせ

4R活動を始めましょう！

町では、ごみの量を減らすため、全国的に展開されている3R活動に、Refuse(断る)を加えた、4R活動を推進しています。



4R活動とは

・Refuse(リフューズ・断る)

不要なレジ袋や過剰な包装など、ごみになるものを家庭に持ち込まない。

・Reduce(リデュース・減らす)

物を大切に使い、ごみ自体を少なくする工夫をする。

・Reuse(リユース・再利用する)

使い終えたものを修理して使ったり、譲り合う。

・Recycle(リサイクル・再資源化する)

捨てる時に分別し、再び原料として利用する。

これら4つの頭文字(R)からとった活動のことを指します。

具体的な例として、

- ・マイバッグを持参し、必要のないレジ袋は、「いりません！」と断る。
- ・洗剤、シャンプーなどは詰め替え用を買うようにする。
- ・フリマアプリや中古ショップを利用する。
- ・町のごみ分別ルールを守る。
- ・といったものが挙げられます。



一人ひとりの行動が地球の未来を守る一歩となります。
できることから始めていきましょう。

問 役場生活環境課 環境推進係(内線282)

ご利用ください
役場休日・夜間窓口

マイナンバーカードの受け取り、申請や住民票の交付など通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。
詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

【2月の夜間窓口】
2月25日(水)午後8時まで
【2月の休日役場窓口】
2月14日(土)
午前9時～正午まで
会役場1階町民課
(内線111)



補助金の申請をお忘れなく! ～お早めに申請をお願いします～

結婚新生活支援補助金

新婚世帯の新生活にかかる経費を最大60万円補助します!

対 令和7年1月1日～令和8年3月31日に
婚姻した世帯

補助限度額

- 夫婦とも29歳以下の世帯:60万円
- 上記以外の39歳以下の世帯:30万円

主な要件

- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 聖籠町に2年以上継続して居住する意思がある
- 夫婦の年間合計所得金額の合算額が500万円未満
(年収で言うと、おおむね700万円前後程度)

対象経費

- 住宅の取得費用(建物の購入、新築)
- 住宅のリフォーム費用(修繕、増改築、設備更新)
- 住宅の賃借費用(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)
- 引越費用

婚姻届をまだ提出していない方も事前にご相談できます♪
お早めにご相談ください。

結婚支援の
お問い合わせ

総合政策課 政策係
(内線261)



◆結婚新生活
支援補助金
ホームページ

結婚活動支援補助金

「ハートマッチにいがた」の入会登録料2分の1(半額)を補助します!

対 令和7年4月1日以降に「ハートマッチにいがた」
に入会登録をした方(再登録の方も含みます)

主な要件

- 入会登録時に聖籠町に住民登録している
- 過去にこの補助金を受けたことがない

◆結婚活動
支援補助金
ホームページ



「ハートマッチにいがた」は、新潟県が導入した、1対1の出会いをサポートする会員制の婚活マッチングシステムです! 詳しくは、「ハートマッチにいがた」のホームページをご覧ください。

「ハートマッチにいがた」のお問い合わせ:
にいがた出会いサポートセンター ☎025-384-4151



◆ハートマッチ
にいがた
ホームページ

婚活イベント参加者募集中

えんびらき ~お寺で味わう台湾スイーツとフラワーワークショップ~

日 3月14日(土)午後2時～午後5時

新潟県主催 「出会いの一歩・縁結び」応援プロジェクト イベント

会 三光寺(新発田市諏訪町2-3-25)

後援:新発田市・胎内市・聖籠町

対 概ね28歳～43歳の独身の方

￥ 男性3500円 女性3000円

申・問 (株)トアイリンクス「ムループ事務局」お申し込みフォームからお申し込みください。
☎025-290-7606 (午前9時～午後6時 ※土日祝も受付)



◆ムループ
事務局
申込みページ

新発田市のひな祭りイベント「ひなびらき」にあわせて開催される、新潟県主催の婚活イベントです。お花を使ったジェルキャンドルづくりや、新発田市内のお店の台湾スイーツやコーヒーを味わいながらのフリータイムで自然に会話が楽しめます。町民の方もぜひお気軽にご参加ください。

弁護士による無料の相談会

契約やお買い物のトラブル、借金問題など、消費生活に関するお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けることができます。ご希望の方は、3月12日(木)までにお申し込みください。

日 3月14日(土)午前9時～正午

会 町役場1階 住民相談室

申 町消費生活センター ☎27-1958

ネット通販 トラブル事例

① 広告と異なる商品が届いた

国内の大手家電メーカー製のポータブルファンヒーターをSNSの広告で見つけ、代引き配達で購入した。しかし、広告では「すぐに温まる」と書かれていたのに、全く温まらない。

大手家電メーカーに問い合わせると、「当社では同種のポータブルファンヒーターを製造していない」と言われた。販売サイトに返品したいとメールをしたが返答がない。

アドバイス

- 詐欺的なサイトは、記載されている住所や連絡先がでたらめの場合も多いので、注文する前に事業者情報の確認をおすすめします。
- メーカーの公式サイトでその商品が実際に販売されているか、偽物に関する注意喚起が出ていないか確認し、少しでも怪しいと思ったら注文はやめましょう。
- 代引き配達は、あとで中身が違うと判っても、宅配事業者に返金や補償を求めることは困難です。

② 置き配(※)で「配達完了」の通知がきたが、荷物がない

ネットで注文した商品が置き配で配達完了したという通知が届き、自宅の玄関前に荷物が置いてある証拠の写真が添付されていたが、玄関に取りに行ったところ荷物がなかった。問い合わせ方法がわからない。

※置き配…玄関先など指定した場所に置くことで配達を完了する配達手段

アドバイス

- 宅配業者から配達完了通知が届いたら、なるべく早く引き取りましょう。
- 置き配には誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう。
- 初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配指定になっていないか、注文前によく確認しましょう。

※イラスト…見守り新鮮情報より

相談受付状況

月	件数	主な内容
11月	9件	定期購入(美容クリーム、サプリメント)、モバイルWi-Fi、固定電話、NTTを騙る不審な電話、ローン返済
12月	12件	



通信

令和8年2月
vol.184

問 役場町民課
消費生活センター
☎27-1958(直通)
※来所の際は事前にお電話
いただけすると確実です



飲酒運転 絶対ダメ！！

12月12日(金)、町内の酒類販売店と飲食店を訪問し、飲酒運転撲滅のため、啓発物のトイレットペーパーを配布しながら呼びかけを行いました。



飲酒運転は絶対にしないよう、声掛けをお願いします。



啓発物のトイレットペーパー「トイレットペーパーは水に流せても罪は水に流せない」

交通安全
NEWS
vol.285

今日も一日交通安全

交通安全に関するることは

問 役場生活環境課

☎ 27-2111 (内線284)

高齢者交通安全研修会

12月3・4・5日の3日間、聖海荘において、老人クラブの方々を対象とした高齢者研修会を開催し、各地区から参加していただいた133名の皆さんに、交通安全について学んでいただきました。

新発田警察署と新発田地区交通安全協会の講話、町交通安全母の会は交通安全ゲーム、町交通安全指導員は駐車場での危険・確認の大切さやお孫さんとは手(手首)をつないで歩いてほしいなど寸劇を通して呼びかけました。



12月3日(水)蓮野地区



12月4日(木)山倉地区



12月5日(金)亀代地区

こども園2歳児 交通安全教室

町内のこども園で、2歳児を対象とした交通安全教室を行いました。

園に来るときやお店に行くとき、必ずおうちの人と手をつなぎで歩くこと、車に乗ったらチャイルドシートに乗って、ベルトを必ずしめてもらうことなど約束しました。



～夜光反射材を身に着けましょう～

夜間、ドライバーから歩行者は見えにくく、発見が遅くなることがあります。夜光反射材を身に着けて、ドライバーから自分の姿を早めに見つけてもらいましょう。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

町の交通事故発生状況



区分 年	11月 (うち高齢者数)			1月～11月累計 (うち高齢者数)		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
令和7年	1 (1)	0	1 (0)	17 (6)	1 (1)	20 (1)
令和6年	2 (1)	0	2 (0)	17 (8)	0	19 (1)
増 減	-1 (0)	0	-1 (0)	0 (-2)	1 (1)	1 (0)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総務課

■ 1月5日(月)

職員への年頭挨拶

新年を迎える、町長から職員への年頭訓示や、宮澤議会議長、手嶋副議会議長、布施選挙管理委員長、小林代表監査委員の来賓を代表して、宮下農業委員会会長の発声により万歳三唱が行われました。

職員へ訓示する西脇町長



羽賀 拓也 氏

■ 町固定資産評価審査委員会
委員に羽賀拓也氏が再任

昨年12月の町議会定例会で、12月31日をもって任期満了となつた町固定資産評価審査委員会委員の羽賀拓也氏の再任が同意されました。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3か年です。

■ 12月22日(月)

■ 聖籠町補助金等評価調査委員会
意見を具申しました

聖籠町補助金等評価調査委員会は、補助金等の適正な交付に向けて、町が交付する21の補助事業について調査、評価を行い、その結果を具申書として町長に提出しました。

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

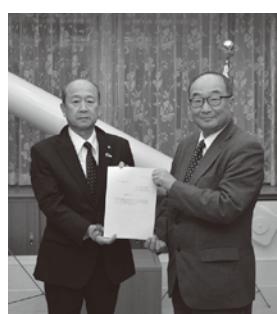
農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長



意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 令和7年度第2回聖籠町
介護保険運営協議会開催

聖籠町介護保険運営協議会は、介護保険に関する施策が制度の基本理念にのつとり、町民の意見を十分に反映しながら適切に行われることを目的に調査審議を実施しています。

協議会では、次の事項について見交換を行いました。

・介護予防・日常生活圏域
ニーズ調査票の概要について
・子ども教育課

子ども教育課

■ 12月25日(木)

■ 令和7年聖籠町教育委員会
第12回定例会

聖籠町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

・令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

以上との項目について審議・協議しました。

なお、定例会の議事録は町のホームページで閲覧できます。

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ページで閲覧できます。

農業委員会

意見書を提出する宍戸邦久委員長

■ 12月25日(木)

■ 農業委員会
第26期第10回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について：4件

農用地利用集積等促進計画に係る意見について：7件

住民税非課税世帯の方に対し、灯油購入費助成金を支給します

町では、物価高騰による影響が続くなか、特に負担感が大きい非課税世帯の方への支援策として、冬季の暖房にかかる灯油購入費相当額の一部を助成します。

対象となると思われる世帯に対しては、町から確認書を送付しております。確認書がお手元に届いた世帯につきましては、支給要件に該当しているかをご確認のうえ、申請期限までに町保健福祉課へ必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

【支給額】 1世帯あたり 5千円

【支給対象となる世帯(以下の①と②を両方満たす世帯)】

- ①基準日(令和7年12月1日)において聖籠町に住民登録がある世帯
②世帯全員の令和7年度住民税が非課税である世帯

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。

- ・世帯全員が住民税均等割を課税されている方の扶養となっている場合
例)親元を離れて暮らしている学生の単身世帯、別居の子に扶養されている親世帯
・世帯全員が特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している場合

令和7年1月2日以降に町へ転入した方がいる世帯

令和7年1月2日以降に町へ転入した方がいる世帯については、転入した方の課税状況が確認できないため、町から確認書を送付することができません。

助成金の支給対象となる場合は、前住所地の市町村から課税証明書を取得していただき、申請書とともに町保健福祉課までご提出ください。(申請書は、町のホームページまたは保健福祉課で取得することができます。)

【申請締切】 令和8年5月29日(金)まで

問 保健福祉課(町保健福祉センター内)福祉係 ☎27-6511

27日	21日	20日	13日	12日	9日	4日	3日	2日	1日
聖籠町交通安全対策会議	聖籠町消防団班長以上幹部研修会	町村会定期総会・役員会・政策推進会議	新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会	JAPANサッカーカレッジ政策提言発表会	農家組合長会議	農業清掃施設処理組合議会定例会	災害語り部講演・災害ボランティア活動セミナー	聖籠町防災会議	聖籠町農業振興協議会

町長の動向 (2月分)

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
町保健福祉センター	
保健福祉課	☎27-6511
長寿支援課	☎20-7433
上下水道課 (上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

2月の行事

《相談事業》

ところ 役場2階第1会議室

◆行政相談

10日(火)午前10時~11時30分

問 役場総務課(内線225)

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談(随時開催)

問 聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2ヶ月児歯科健診

9日(月)午後1時10分~

○3歳6ヶ月児歯科健診

10日(火)午後1時20分~

○1歳6ヶ月児健診

16日(月)午後1時~

○乳児健診

27日(金)午後1時~

◆学級

○妊婦学級

17日(火)午後1時15分~

問 保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

聖籠子育てアプリ登録はこちら!



Download on the
App Store

GET IT ON
Google Play

12

月の届出

げんきなよい子

出 生

	赤ちゃん	保護者	行政区
はじめ	一 ちゃん	(那須野 豪)	山大夫
れん	怜 ちゃん	(加藤 篤輝)	蓮 野
げん	玄 ちゃん	(大澤 拓)	二本松
じん	迅 ちゃん	(岡部 圭)	苔 沼
ゆあと	結 冬 ちゃん	(山崎 祐亮)	蓮 潟
ほの	誉 乃 ちゃん	(伊藤 和真)	本諏訪山

幸せ多い人生を

婚 姻

新郎・新婦 行政区

桑原 勇気さん	甚兵衛橋
(渡辺)琴美さん	
布施 将輝さん	山大夫
(吉原)花海さん	
曾我 匡崇さん	網代浜
(乾)すみれさん	
田中 韶稀さん	蓮 野
(内山)珠笑流さん	
小野塚 正さん	山大夫
(小林)日香里さん	

ごめいふくをお祈りします

死 亡

氏名 年齢 行政区

泉 フヂエさん	(95歳)	藤 寄
神田 義昭さん	(74歳)	二本松
高松 教子さん	(80歳)	亀 塚
長谷川 ミツエさん	(92歳)	網代浜
高田 洋子さん	(82歳)	ひばりが丘
渡辺 サダ子さん	(87歳)	網代浜
宮下 林作さん	(69歳)	次第浜
加藤 チエさん	(95歳)	蓮 野
小柳 シズエさん	(98歳)	蓮 野
堀 キクさん	(100歳)	中ノ橋

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際に
ご承諾をいただいた方のみ掲載しています。

(注2) 略した文字で掲載しています。戸籍の氏名
と異なることがあります。ご了承ください。

行政区長名(敬称略)と
各行政区の人口および世帯数※2

(単位:人、世帯)

行政区名	区長氏名	人口※3	世帯数
四ツ屋	高野 愛子	46	16
道賀新田	渡邊 哲也	116	37
上大谷内	長谷川 金雄	21	7
真野	本間 晴久	258	85
丸潟	犬井 亮	82	33
桃山	長山 正人	141	48
山倉	渡辺 進一	253	83
苔沼	青木 順	451	154
中の橋	中山 明美	18	8
本諏訪山	六井 智二	138	52
山諏訪山	大野 浩	428	135
本大夫	堀 清一	104	36
山大夫	江口 史	744	255
聖中ヶ丘	熊倉 将樹	310	102
本三賀	宮野 孝男	35	10
山三賀	渡辺 高栄	199	58
二本松	吉田 辰雄	737	260
外畠	中村 登	111	48
蓮野	金田 芳弥	427	139
杉谷内	新保 良一	240	87
正庵	小林 浩二	187	59
藤寄	佐藤 政志	726	244
大夫興野	小林 政榮	193	75
甚兵衛橋	渡辺 政良	108	57
蓮潟	高橋 民男	830	327
蓮潟新田	石田 寛和	105	34
網代浜	堀 洋司	1474	718
次第浜	宮下 金良	1682	615
尾沢ヶ丘	長谷川 勝志	61	58
亀塚	高松 進	1413	505
別條	中村 政雄	430	144
八幡	前田 治	110	31
東山	長谷川 太	130	68
旭ヶ丘	坂上 利夫	384	143
ひばりが丘	青木 友和	523	196
汐美台	大地 由希子	433	212

※1 区長さんの任期は集落により異なります。

※2 人口および世帯数は、令和8年1月1日現在住民基本台帳に登録
されている数字。

※3 外国人を除く。

※4 略した文字で掲載しています。戸籍の氏名と異なることがあります。
ご了承ください。

問 役場総務課 広報広聴係(内線221)

区長さん よろしくお願いします

令和8年の区長さんが決まりました。区長さんは、区長会議への出席、町からの文書の配布や募金の取りまとめ、除雪の要望や苦情の連絡、ごみステーションの管理など、行政と町民の皆さんとのパイプ役を務めていただきます。

1年間よろしくお願いします※1。

育英資金貸与制度のご案内

CHECK!
聖籠いきいきプロジェクト

町では、将来を担う人材育成を目的として、大学から専修学校までの幅広い学生を対象に予算の範囲内で育英資金の貸与制度を設けています。ご希望の方は下記申込期間内にお申し込みください。
※令和7年度以前に大学などに入学した方もお申し込みいただけます。

育英資金は返済が必要な奨学金です

・学生自身が借り、返還するものです。

育英資金は、「もらう」ものではなく、学生自身が「借りる」ものです。

保護者ではなく学生本人が、卒業後、返還していく義務を負います。

・借りすぎに注意してください。

育英資金の必要性、返還時の負担などを十分に考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

・次の世代へ引き継がれます。

学生が卒業後に返還するお金が次の世代の育英資金として使われます。

■貸与の額

- ①貸与月額………自宅からの通学…4万円以内、自宅外からの通学…6万円以内
②一時金(入学年度に限る)…大学…50万円以内、短期大学・高等専門学校・専修学校…30万円以内

■返還方法

貸与期間終了後1年間の猶予期間を置き、貸与総額に応じた返還年数で返還していただきます。

※利子は付きません。

貸与総額	返還年数	備考
1,940,000円まで	10年	短大・専門学校など
3,380,000円まで	15年	4年生大学など
3,380,001円以上	20年	6年生大学など

■貸与を受けることができる方

- ①聖籠町に住所のある方の子弟
②大学・短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程の入学生または在学生
③経済的理由により修学が困難な方(父および母または後見人の収入・所得が、家計基準以下である)
④聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない方
⑤(独)日本学生支援機構・地方公共団体などの他の貸与型奨学金を受けていない方、または受ける予定のない方
(給付型奨学金との併用は可能となります。)

■申込手続

- 1 申込期間 令和8年2月2日(月)から3月31日(火)まで
2 申込先 子ども教育課(役場3階)
3 提出書類 ①育英生願書、②世帯全員分の住民票謄本、③父および母または後見人の令和7年中の収入などに関する書類

給与所得者 令和7年分の源泉徴収票の写し
事業者 令和7年分の確定申告書の写し
年金受給者 年金の源泉徴収票、支払通知書などの写し

※兼業農家などで給与収入と事業収入がある場合は、源泉徴収票および確定申告書の写しの提出が必要です。

※上記の他、家計状況により別途添付書類をご提出いただく場合があります。

※①育英生願書の様式は子ども教育課または町ホームページで取得できます。

※願書の提出にあたり、連帯保証人が2人必要です。うち1人は町税などに滞納がない父または母、もう1人は別世帯の成人の方となります。

詳細は町ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



▲詳細はこちら

お問い合わせ 子ども教育課 学校支援係(内線312)

英語検定・漢字検定・数学検定の検定料補助の申請はお済みですか?

CHECK!
聖籠いきいきプロジェクト

令和7年度の検定料補助の申請期限は令和8年2月27日(金)です。検定を受験した児童生徒の保護者の方でまだ申請していない方は期限までに申請してください。

1 申請期限について 令和8年2月27日(金)

2 対象の検定について

- ・英語検定:公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
- ・漢字検定:公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定
- ・数学検定:公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定(算数検定・数学検定)

3 対象者について

- 他の補助金の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当する者とします。
- (1) 検定受験日において町内の小中学校に在籍している児童生徒の保護者
(2) 町外の小中学校(特別支援学校を含む。)に在籍している児童生徒の保護者で、当該児童生徒の検定受験日において聖籠町内に住所を有している者

4 補助金について

- (1) 検定料に2分の1を乗じた額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とします。
(2) 児童生徒1人につき同一年度内においてそれぞれの検定について1回のみ補助します。

5 申請について

- 次の書類を聖籠町教育委員会 教育未来課へ提出(直接持参または郵送)してください。(郵送する際の郵送代は各自でご負担ください。)
- (1) 聖籠町検定料補助金交付申請書兼実績報告書
(聖籠町ホームページ→申請書などダウンロード→教育未来課より入手できます。)
(2) 検定の受験票または領収書などの写し
(3) 委任状(申請者と振込先口座の口座名義人が異なる場合のみ)

6 その他 ご不明な点がありましたら、教育未来課へお知らせください。

お問い合わせ 教育未来課(内線303)

『聖籠町都市計画審議会委員』を募集します

町では、都市計画法に基づく、まちづくりに関する調査審議を実施しています。審議会では、秩序ある土地利用を推進するため、主に制度改正や宅地造成事業などの調査審議を行います。審議会に、町民の方の参加をお願いしたく、委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

〈募集人数〉:若干名

〈任期〉:令和8年4月1日から
令和10年3月31日まで

〈応募条件〉:聖籠町に住所を有する方で、
平日開催の会議に出席できる方
※会議は年2回程度開催します。

〈報酬〉:会議出席時に町の規程による
報酬をお支払いします。

〈応募方法〉:応募申込書を、郵送、FAX、Eメール、またはふるさと整備課に提出してください。応募申込書は、ふるさと整備課窓口にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

※提出された応募用紙は返却しませんので、予めご了承ください。
応募者の個人情報は、委員募集以外の目的で使用しません。

〈応募期限〉:令和8年2月20日(金)

※郵送は当日消印有効、FAX、Eメールは当日到着分まで有効とします。

〈選考方法〉:応募申込書の審査を行い、委員を決定します。
なお、結果につきましては、応募者全員に文書でお知らせします。

お問い合わせ 役場ふるさと整備課 都市計画係(内線233)

各種計画案への意見を募集します

町では、現在、次の計画策定について、検討を進めています。各計画の策定にあたり、町民の皆さんとの協働で行うため、ご意見を募集します。皆さんの積極的なご意見をお待ちしています。

【共通事項】

閲覧場所：町ホームページで公開するほか、①役場1階、②町保健福祉センター、③町民会館、④町立図書館の各閲覧場所
※持ち出しありおよびコピーはできません。貸出希望の場合は、各担当課へお越しください。

意見提出用紙：応募には閲覧場所に備え付けの用紙(町ホームページからダウンロードもできます)や町政ポストはがきをご利用ください。

その際は、次の事項を記載してください。

①タイトル(「〇〇計画への意見」など) ②氏名・住所・連絡先(電話番号またはメールアドレス)

③ご意見(何ページのどの部分かわかるように記載してください)

提出方法：郵送・ファクス・Eメール、閲覧場所の回収箱または各担当課へ持参のいずれかの方法で提出してください。

※電話による意見などの受付は行いません。

応募資格：町内に居住している人および町内に通勤・通学している人

その他：意見提出用紙に記載された個人情報については、今回の意見提出手続きの目的にのみ利用し、その取り扱いには十分に留意して他の目的には使用しません。その他、詳しくは町ホームページをご確認ください。

第5次聖籠町総合計画後期基本計画(案)

町では、「生まれてよかった 住んでよかった聖籠町」を基本理念とする第5次聖籠町総合計画を2021年に策定し、各分野で目指すべき将来像とその達成に向けた具体的な施策をまとめた5年間の「前期基本計画」に基づき各種施策を推進してきました。

前期基本計画は2025年度を最終年としていることから、町民、企業、有識者などから構成される聖籠町総合計画審議会での審議を経て、2026年度を初年度とする「後期基本計画」の素案を作成しました。

◆意見の提出先：聖籠町総合政策課 〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635-4

FAX: 0254-27-2119 Eメール:sousei@town.seiro.niigata.jp

◆募集期間：2月12日(木)から3月13日(金)まで(必着)

お問い合わせ 役場総合政策課 政策係(内線263)

聖籠町こども計画(案)

町では、こども・若者・子育てへの支援を効果的かつ総合的に推進するため、「こども計画」を策定します。

※上記のほか、蓮野地区多目的屋内運動場と亀代地区多目的屋内運動場でも閲覧できます。

◆意見の提出先：聖籠町子ども教育課
〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635-4
FAX: 0254-27-2119
Eメール:e-kodomo@town.seiro.niigata.jp
◆募集期間：2月3日(火)から3月4日(水)まで(必着)

第3次聖籠町地域福祉計画(案)

町では、地域生活課題を明らかにし、その解決のため必要となる施策や取組などについて、「地域福祉計画」に基づき各種施策を推進してきました。「第2次聖籠町地域福祉計画」は2025年度を最終年としていることから、2026年度を初年度とする「第3次聖籠町地域福祉計画」の素案を策定しました。

◆意見の提出先：聖籠町保健福祉課
〒957-0117 聖籠町大字諏訪山825番地
FAX: 0254-27-6512
Eメール:hofuku@town.seiro.niigata.jp
◆募集期間：2月12日(木)から3月13日(金)まで(必着)

問 子ども教育課 子ども・子育て支援係(内線308)

問 保健福祉課(町保健福祉センター内) 福祉係 ☎27-6511

2月10日(火)に CHECK!
聖籠いきいきプロジェクト
児童手当を振り込みます

児童手当の2月支払い分(令和7年12月～令和8年1月分)は、2月10日(火)に受給者指定の金融機関口座に振り込みます。個人への支払通知は、この紙面をもって代えさせていただきます。

問 子ども教育課
子ども・子育て支援係(内線312)

**参加費
無料**

CHECK!
聖籠いきいきプロジェクト

**認知症に
関する事業のご案内**

**認知症の人を介護する
家族のつどい**

認知症の人などを介護する家族が集まり、日頃の介護の悩みや医療・介護サービスなどについて相談、情報交換できる場です。

日 2月9日(月)
午前10時30分～正午
会 町保健福祉センター



**「オレンジカフェなごみ」
(認知症カフェ)**

認知症の人やご家族、地域の方などどなたでも気軽に参加できる場です。

お茶を飲みながら一緒に交流しませんか?認知症の相談もできます。

日 2月16日(月)
午後1時30分～3時
会 なごみの家
(結いハート聖籠町)



**【認知症事業に
ご参加にあたってのお願い】**

- 事前に下記までお申し込みをお願いします。
- 悪天候などにより、中止となる場合があります。その際はお申し込みされた方へご連絡いたします。

申・問
聖籠町地域包括支援センター
(町保健福祉センター内)
☎27-6521

大好評!!



CHECK!
聖籠いきいきプロジェクト

お茶の間 聖海荘 無料開放

お茶の間 聖海荘とは?

聖籠町内では、こころや体を丈夫に保つために効果的な「地域のお茶の間」の活動が広がっていて、皆さんで集まっておしゃべりしたり、お茶のみをすることで介護予防や認知症予防につながるほか、コロナ禍で減ってしまった集まりの場として参加者の楽しみのひとつになっています。

その中のひとつとして、聖籠町民誰もが気軽に集まことが出来る集まりの場が「お茶の間 聖海荘」です。皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひご利用ください!

とき	3月13日(金) 午前10時～午後2時	3月27日(金) 午前10時～午後2時
ところ	老人福祉センター 聖海荘 大広間	
送迎バス 申込期限	3月6日(金)	3月19日(木)

※各回、全町を対象に送迎バスを運行します。送迎が必要な方は聖海荘(☎27-7838)に事前にお申し込みください。

4月以降の予定も決まり次第、広報などでお知らせします。



ご利用方法

- ✓ 申し込み・参加費とも不要です。
- ✓ 聖籠町民であればどなたでもご利用できます。
- ✓ ご希望の方には送迎バスを運行します。申し込みのあった方には、後日、送迎場所(集落公会堂など)、乗車時間をお知らせします。
- ※申し込みが多数あった場合は、時間を調整させていただくこともあります。

※自家用車での来館も可能です。

✓ バスは聖海荘へ10時着のお迎え便、聖海荘を午後2時15分発のお送り便のみとなります。

✓ お食事はありませんので、各自ご用意ください。お弁当などの持ち込みは可能です。

※お酒を飲むことも可能です。

✓ 聖海荘のお風呂のご利用はできません。

✓ 午前10時から午後2時の間は、おしゃべりや軽い運動、お昼寝などご自由にお過ごしください。

※カラオケ・将棋や麻雀セットもございます!

※BS放送も視聴可能です!



問 長寿支援課(町保健福祉センター内)高齢福祉係 ☎20-7433

各分野の専門家がお答えします！

相談
無料

空き家相談会

聖籠町内に空き家を所有（管理）している方、または将来空き家になる可能性のある物件を所有している方を対象に、専門家による空き家の無料相談会を開催します。

空き家の日常的な管理でお困りの方、空き家の有効活用をお考えの方、建物の相続登記でお困りの方など、お気軽にご相談においてください。

また、当日、会場までおいでになれない方を対象に、電話での相談受付も行います。下記をご確認いただき、お気軽にご相談ください。



日 令和8年3月1日(日) 午後1時～4時 (最終受付 午後3時30分)

会 町民会館 小ホール（駐車場有、聖籠町大字諏訪山1280）

申 事前予約制（当日もお受けしますが、ご予約を優先します。）

ご予約は役場生活環境課（☎27-2111（内線283））へお電話ください。

令和8年2月26日(木)までの平日、午前8時30分から午後5時15分で承ります。

（電話での相談受付）

当日、会場までおいでになれない方を対象に、電話での相談受付を行います。令和8年2月26日(木)までの平日、午前8時30分から午後5時15分に、役場生活環境課まで、相談内容を整理した上でご連絡ください。令和8年3月2日(月)以降に、随時回答させていただきます。

参加団体と相談内容

（どこの団体に相談したらよいかわからない場合は、お客様のご相談内容に）



新潟県弁護士会	空き家の相続、成年後見など権利関係の整備、空き家をめぐる紛争の解決に関すること
新潟県司法書士会	土地・建物の相続登記、成年後見などに関すること
新潟県行政書士会	空き家の所有者・相続人の確認、利用・活用に伴う行政手続や契約などに関すること
新潟県土地家屋調査士会	建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること
聖籠町建設業協会	建物の取り壊し、修繕維持などに関すること
新潟県宅地建物取引業協会	不動産の売買や賃貸に関すること
新発田地域シルバー人材センター	空き家の維持管理に関すること

ご確認いただきたいこと

- 相談時間はお一人さま約30分程度でお願いします。
- お客様が多数の場合はお待ちいただく場合があります。
- 登記簿謄本、戸籍などの写しをお持ちの場合は、ご用意いただくと便利です。



お問い合わせ 役場生活環境課 地域安全係（内線283）

令和8年度自衛官募集のお知らせ

防衛省では、下記により自衛官などを募集しています。

採用種目	資格	受付期間	試験期日	
幹部候補生 (第1回)	一般 専門(陸) 飛行(海空)	【大卒程度】22歳以上26歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者など(見込含)は28歳未満の者) 【院卒者】20歳以上28歳未満の者(見込含)	3月1日 ～4月3日	1次:4月11・12日 12日は海空の飛行要員のみ 2次:6月1日～7日 3次:海7月2日～6日 空7月18日～8月7日
	歯科・薬剤	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者(薬剤科は20歳以上28歳未満の者)		1次:4月11日 2次:6月1日～7日
	一般 専門(陸) 飛行(海)	22歳以上26歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者など(見込含)は28歳未満の者)	4月22日 ～6月5日	1次:6月13・14日 14日は海の飛行要員のみ 2次:7月25日～31日 3次:海9月3日～7日
幹部候補生 (第2回) (注)	一般 (陸音楽)	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者(薬剤科は20歳以上28歳未満の者)		
	歯科・薬剤	20歳以上33歳未満の者	3月1日 ～4月3日	1次:4月11日 2次:6月1日～7日
	幹部候補曹(第1回)	20歳以上33歳未満の者	4月22日 ～6月5日	1次:6月13日 2次:7月25日～31日
医科・歯科幹部 (第1回)	医師・歯科医師の免許所得者	2月1日 ～5月21日	6月19日	
キャリア採用幹部 (第1回)	大卒以上の者で、応募資格に定められた学部・専攻学科などを卒業後、2年以上の業務経験のある者	3月1日 ～5月15日	陸6月8日 海6月12日または15日 空6月15日	
技術曹 (第1回)	20歳以上の者で国家免許資格取得者など	3月1日 ～5月15日	陸6月8・9日 海6月12日または15日 空6月15日	
一般曹候補生 (第1回)	18歳以上33歳未満の者	3月1日 ～5月7日	1次5月16日～24日 2次6月13日～28日 ※いずれか1日を指定されます。	
予備自衛官補 (第1回)	一般	18歳以上52歳未満の者	受付中 ～ 3月30日	4月1日～19日 ※いずれか1日を指定されます。
	技能	18歳以上で国家免許資格などを有する者(資格により年齢上限は53歳未満～55未満)		
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	年間を通じて行っております。	受付時または自衛隊新潟地方協力本部のホームページにてお知らせします。	

(注) : 採用計画数の確保が可能と見込まれる場合は実施しません。

※: 詳細については、二次元コード(右記)を読み込んでいただき自衛官募集ホームページまたは自衛隊新発田地域事務所で確認してください。



お問い合わせ 自衛隊新発田地域事務所 ☎0254-26-5619



アルビレックス新潟情報!!



トップチーム

【中野幸夫 代表取締役社長より新年のご挨拶】

日頃よりアルビレックス新潟に対し、多大なるご支援とご声援を賜り、心より御礼申し上げます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年は、皆様の期待に応えられず、多大なるご心配とご心痛をおかけいたしました。心よりお詫び申し上げます。

本年はこの現状を打破すべく、クラブの体制を刷新し再び強く歩み出します。2月からは、これまでクラブの歴史をプレーヤーやフロントスタッフとして共に紡いできた野澤洋輔が新社長として先頭に立ち、新しいアルビレックス新潟を牽引してまいります。私自身は新体制への移行を確実に進め、クラブの未来を託す所存です。これまで以上にアルビレックス新潟が地域に必要とされ、成長していくために、積極的な活動を継続いたします。新潟県には30の素晴らしい市町村があり、地域の皆様のお力を借りながら、サポートの輪を広げられるよう、地域に根差した活動を強化してまいります。サポーターの皆様、パートナー企業の皆様、後援会員の皆様、そしてホームタウンの皆様、今季も変わらぬご声援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社アルビレックス新潟 代表取締役社長 中野幸夫



JAPANサッカーカレッジからのお知らせ



【第20回親子ふれあい

サッカーフェスタ2025を開催しました!】

11月2日(日)、JAPANサッカーカレッジにて「第20回親子ふれあいサッカーフェスタ2025」を開催しました。当日は体育館ブース・教室ブース・飲食ブース・屋外ブースなど様々なアクティビティが行われました。開場前からたくさんの人にお越しいただき、とても盛り上がるイベントとなりました。特に屋外ブースのサッカー教室で、年少から小学生までたくさんの子供たちが選手たちと楽しくサッカーをしている様子が見受けられました。来場者数は過去最多となる525名を記録。お越しいただいた皆様、ありがとうございました。

春には、「春のスポーツ体験フェスタ2026」を開催予定ですのでお楽しみに!

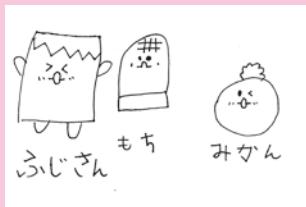
詳しい情報は、チラシ・SNSにて随時お知らせします。
※ホームページはリニューアルのため3月末までご覧いただけません。



【聖籠秋祭りに参加しました】

11月3日(月・祝)、スポアーランド聖籠で行われた、聖籠秋祭りの環境・防災コーナーにJAPANサッカーカレッジとしてブースを出店しました。ブースではエコバッグ作りとペットボトルアート、フェイスペイントを行いました。当日は雨の中での開催でしたが、来てくださった方に楽しんでいただくことができました。今後も地域イベントへ積極的に参加していきます。





わかさん 7歳



鈴木 ゆいさん 10歳



さとう まいりさん 5歳



子ザメさん 8歳



羽賀 優月さん 9歳

イラスト 自慢

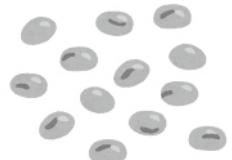


投稿するときはペンで書いてください。
(薄いものは掲載できません。)1か月に一人
1枚だけ受け付けます。
住所と名前は必ず書いてください。(ペン
ネーム希望の場合は名前の横にペンネーム
『○○○』と書いてください。)
※必ず掲載されるわけではありません。

ミラクル 「食は味楽来」

大豆をおいしく食べよう！～給食レシピ紹介～

2月3日は節分です。調理場では、毎年2月に大豆や大豆製品を多く使った給食を提供しています。大豆は、良質なたんぱく質を含むことから、「畑の肉」と呼ばれています。さらに、ビタミン、カルシウム、鉄分など、健康な体づくりに役立つ栄養素がバランスよく含まれています。今回は、大豆たっぷりで、子どもたちに人気の給食レシピを紹介します。



チリコンカン

◎材料(4人分)

乾燥大豆	40g
(水煮大豆の場合は)	80g
豚ひき肉	100g
おろししょうが	少々
おろしにんにく	少々
玉ねぎ	小1個(150g)
にんじん	1/3本(50g)
マッシュルーム	4個(40g)
コンソメ	小さじ1/2
チリパウダー	少々
トマトダイス缶	80g
トマトケチャップ	大さじ1
中濃ソース	大さじ2
油(炒め用)	小さじ1

◎作り方

- 乾燥大豆は前日から浸漬し、やわらかくなるまでゆでておく。
(水煮大豆ならそのままOK)
- 玉ねぎ、にんじんを粗みじんにする。
マッシュルームは薄切りにする。
- フライパンに油を入れて加熱し、豚ひき肉、おろししょうが、おろしにんにく、玉ねぎ、にんじん、マッシュルームを炒める。
- トマト缶、コンソメ、トマトケチャップ、中濃ソース、チリパウダー、①の大豆を加え、煮込みながら水分を飛ばす。
(味が薄いときは、塩を足す。)



チリコンカンは、ひき肉、豆、トマトを煮込んだアメリカの家庭料理。パンにはさんだり、ごはんにのせたりして食べるとおいしいよ。



町の宝で～す 12月の乳児健診から



れんと
太田 蓮都ちゃん



すずか
木村 涼夏ちゃん



かほ
松田 歌歩ちゃん



せな
本間 星凪ちゃん



デイアマンティディ アーロン
DIAMANTIDI AARONちゃん



せな
永井 千成ちゃん



ほのか
高松 歩乃果ちゃん



こうご
伊藤 凰吾ちゃん



おとは
斎藤 韶葉ちゃん



ふみや
淡路 颯夏ちゃん



やまと
富樫 大翔ちゃん

元気に育ってね！

この写真は町保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4か月健診対象乳児を撮影しています。

※略した文字で掲載しています。
戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

企業版ふるさと納税による寄附を受けました

町では、企業版ふるさと納税(※)を活用して、地方創生事業に取り組んでいます。

この度、以下のとおり寄附を受けましたのでお知らせします。

(※)“企業”が国に認定された地方公共団体の地方創生事業に対して“寄附”を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる制度です。

 (企業ロゴマーク)	企 業 名	株式会社レックス
	本社所在地	新潟県新潟市中央区南長潟12-10
	寄 附 年 月	令和7年12月
	寄 附 額	200,000円
	活 用 事 業	しごとづくり～地域資源を活かした魅力ある産業を形成する～ (地域産業の魅力発信と持続できる農業体系整備)

お問い合わせ 役場総合政策課 政策係(内線263)

入札結果

入札日 11月10日～12月18日

件 名	場 所	契約額(円)	業者名	納入完了日または工事(委託)期間最終日	入札方法
1 大夫第8マンホールポンプ場制御盤取替工事	聖籠町大字 諏訪山 地内	5,940,000	株新東エンジニア	令和8年3月 30日	指
2 次第浜開発2号線外10路線舗装復旧工事	聖籠町内一円	1,969,000	株下越道路	令和8年3月 30日	（）
3 松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)業務委託(11月分)	聖籠町内一円	7,700,000	北越緑化株聖籠営業所	令和8年3月 13日	指
4 松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)業務委託 No.2	聖籠町大字 綱代浜・次第浜 地内外3	17,050,000	北越緑化株聖籠営業所	令和8年1月 31日	指
5 寺島綱代浜線(寺島2-2工区)道路舗装工事	聖籠町大字 諏訪山 地内	7,779,200	株レックス新発田営業所	令和8年3月 25日	（）
6 河内神社松くい虫被害予防樹幹注入業務委託	聖籠町大字 蓮潟 地内	1,386,000	北越緑化株聖籠営業所	令和8年1月 31日	指
7 弁天潟風致公園松くい虫被害予防樹幹注入業務委託	聖籠町大字 蓮野 地内	1,056,000	北越緑化株聖籠営業所	令和8年1月 31日	指
8 町民会館消雪用井戸ポンプ等交換工事	聖籠町町民会館 地内	7,315,000	株聖籠第一設備	令和8年3月 25日	指

※（）：指名競争入札 （）：制限付一般競争入札